

令和6年度補正予算

SSネットワーク維持・強化支援事業
(自家発電設備の更新等事業)

申請者用手引書

一般社団法人 全国石油協会

令和7年3月

【問合せ先】 所属の石油組合又は(一社)全国石油協会(03-5251-0465)まで

※事業完了が令和8年2月10日(実績報告書提出最終期限)に間に合う方のみ申請できます。

必ずお読みください

目 次

I. 事業目的及び概要	2
(1)事業内容	2
(2)予算額	2
(3)補助対象設備	2
(4)補助率・補助金上限額	3
(5)申請期間	3
II. 申請要件等	4
(1)申請者資格・要件	4
(2)補助の対象となる費用	6
(3)本事業の注意点	6
(4)申請から補助金交付までの流れ	9
(5)実績報告書の提出期限	12
(6)補助金支払請求書の提出	12
III. 補助金受給後に生じる義務	13
(1)財産管理	13
(2)対象となる財産	13
(3)処分制限期間	13
(4)財産処分の定義	13
(5)処分制限期間中の財産管理の方法	14
(6)処分制限期間中の財産処分 ・取得財産等管理明細表記入例	14
SS過疎地一覧	15
V. Q & A	16
	18

I. 事業目的及び概要

(1) 事業内容(要旨)

本事業は、災害時に住民生活や復旧活動を支える燃料油等の供給拠点となるサービスステーション(SS)のネットワーク維持・強化を目的として、災害時における石油製品の安定供給を図るための取組みを支援します。

具体的には、揮発油販売業者等が災害時に石油製品を安定供給するため、計量機等の稼働用として、電力供給に必要な自家発電設備等の更新等費用を補助する事業です。

(2) 予算額(国庫補助金)

総予算額 111.0億円 ※令和6年度補正予算で実施する「4区分・10事業」の合計額

4区分	10事業
1	自家発電設備更新等事業 … 当該補助事業
2	燃料貯蔵タンク等の大型化等事業／燃料貯蔵タンク等の修繕事業／ベーパー回収設備整備事業／緊急配達用ローリー導入等事業／POSシステム整備事業／灯油タンク等スマートセンサー整備事業／官公需システム整備事業
3	自動車保守・整備関連設備導入等事業
4	燃料貯蔵タンク等の撤去事業

→ 先ず4区分のうち「1」を優先して交付決定を行い、総予算額111.0億円の残予算内数で「2～4」の3区分を横並びで交付決定します。

(3) 補助対象設備:

○自家発電設備(1給油所等1台のみの申請となります。ただし、石油組合はその限りではない。)

ただし、1事業者で、中核SS又は住民拠点SSを申請する場合、SS毎に申請ください。
(申請数に制限はありません。)

○石油組合等が設置する対象設備には、上記自家発電設備に加え、災害対応を行うために十分な電力が供給できる充電式の電源装置(ポータブルバッテリー)を含みます。

(4)補助率・補助金上限額:

	補助対象設備	補助率	補助金上限額
中核SS	自家発電設備	10／10	250万円
住民拠点SS (SS 過疎地所在 SS を含む)			600万円
油槽所等			600万円
石油組合	自家発電設備及び ポータブルバッテリー		

※1. 自家発電設備は、内燃機関発電設備に限る。

(5)申請期間

	申請期間
第1回目	2025年3月31日～ 2025年5月16日(協会到着日)

II. 申請要件等

(1) 申請者資格

○「災害発生時の対応に関する誓約書」を提出し、誓約する下記(1)～(3)いずれかの者

1) 下記の品質確保法登録給油所を運営する揮発油販売業者または、その所有者

※揮発油販売業者とは、揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条の登録事業者

・中核SS

・住民拠点SS※

※住民拠点SSは、設置後(工事代金支払年月を起点)8年以上経過しているものに限ります。

○国庫補助金で、自家発電設備を設置したSSに限らず、エネ庁HPの住民拠点SS一覧に掲

載しているSS(移設手続き中のSSを含む)

【URL:https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/juminkyotenss/】

・SS 過疎地に所在する上記以外のSS(自家発電設備導入後、住民拠点SSとなります。)

SS 過疎地は、16ページの一覧を参照ください。

2) 下記全てに該当する油槽所の所有者であり運営する揮発油販売業者または石油販売業者(小口燃料配送拠点及び配送拠点については、その所有者を含む)

・BCP(事業継続計画)策定済み油槽所

*【策定が必要なBCPについて】

・「BCP策定済み」には、中小企業庁が定めた「中小企業BCP策定運用指針 第2版」(※)を踏まえたBCPが策定されていること、当該BCPに申請給油所等が位置づけられていることが必要となります。策定に当たっては、別添の例を踏まえて策定してください(従前に別添の内容が網羅されていないBCPを策定している場合は、別添の内容が網羅されたものへの改訂が必要となります)。

(※) 中小企業BCP策定運用指針 第2版

<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/download/bcppdf/bcpguide.pdf>

※中核SS事業における小口燃料配送拠点補助金利用業者以外の油槽所は、以下の要件を全て満たしていること

・配送用ローリーを保有し、災害時に配送体制があること

・1基20KL以上又は2基以上30KL以上の燃料貯蔵タンクを所有していること

※配送拠点及び油槽所で更新(入換)の場合は、設置後(工事代金支払年月を起点)8年以上経過しているものに限ります。

3)石油組合

- ・以下のいずれかの団体でBCP(事業継続計画)策定済みであること。【「BCP策定済み」とは、上記 2)の*を参照】
- ・中小企業団体の組織に関する法律に基づいて設立された商業組合及びその商業組合を会員とする連合会
- ・中小企業組合法に基づき設立された協同組合及びその協同組合を会員とする連合会

○災害対応要件

※災害対応要件を実施するのに必要なメールアドレスが登録できない場合は、申請できません。補助金受給者は、次の災害対応要件について実施・同意する義務が生じます。(補助金交付申請時に誓約書を提出)

- ①補助対象設備の損傷や従業員の負傷により、事業継続が困難となった場合を除き、地域住民や被災者等への燃料供給を継続すること。
- ②病院等重要施設や電源車への燃料供給、避難所への配送など国や自治体等の要請に応じた災害対応への協力を行うこと。
- ③申請給油所等の立地する都道府県内で震度5強以上の地震（当該設置場所の立地地域の震度が5弱以下でも対象となる）、津波、噴火、台風、洪水等の災害が発生した場合又は資源エネルギー庁から要請を受けた場合は、「災害時情報収集システム」により、速やかに被害状況等の報告を行うこと。
- ④資源エネルギー庁の実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ協力すること。

※「災害対応要件」は、本事業を利用して取得した発電設備の処分制限期間終了後も対応を求められることになります。

※誓約に反した場合は、**補助金の返還対象**となりますので、上記内容を十分に理解した上で申請してください。

(2)補助の対象となる費用

・自家発電設備(内燃機関発電設備に限る)の入換に係る費用のうち、補助金の対象となる費用は次の費用です。

- ①本体購入費
- ②設置工事費(電気工事・土木工事等含む)
- ③試験調整費
- ④消防申請手続費(消防納付金に限る)
- ⑤既存機器撤去・処分費

※補助の対象となる経費の消費税等は、補助対象外となります。

※新規で導入する自家発電設備は、7.0KVA以上(電源周波数 50Hz 地域)又は8.0KVA以上(電源周波数 60Hz 地域)の定格出力の設備であること。

(3)本事業の注意事項

○申請段階では発注・契約は行わないで下さい。

発注先との契約は、協会から送付する「交付決定通知書」の日付以降で交わしてください。事前に契約した場合は、補助金交付の対象外となります。

なお、申請書提出後に協会から送付する「交付決定通知書」の日付以降に発注・契約する設置設備が対象です。既に設置しているものや「交付決定通知書」の日付より前に発注・契約しているものは対象となりません。

○自家発電設備については、処分制限期間の8年間稼働させるため、善良な管理者の注意をもって管理してください。保管や維持管理の方法については、メーカーが指定・推奨する方法によることとします。

○補助金交付決定後及び交付後に関わらず、会社の合併、統合、名称変更（組織変更有）等の場合、計画変更等承認申請（交付後は財産処分承認申請）並びに名称変更（組織変更無）代表者変更、本社住所（SS住所の変更無）等の変更は、必ず協会に報告し適切な手続きをしてください。

○本補助金の交付を受けて設置する設備(消費税抜きの取得単価50万円以上)については、「財産管理」を行う必要があります(取得単価は補助金受給額ではありません)。

処分制限期間中に対象設備を処分(申請施設等の廃止による使用中止も含む)する場合、事前に協会へ処分申請手続きを行う必要があります。処分にあたっては、原則補助金の全部または一部を返還していただくこととなります。協会ホームページの補助事業のトップページ内「補助金を受ける前にお読みください」の内容を必ずご確認ください。詳しくは本手引書 P12 「III. 受給後に生じる義務」に記載しておりますのでご確認ください。

○申請者資格は、申請時点だけでなく、**補助事業実施期間中（補助金受給会計年度年度内）においても要件を満たしておく必要があります。万が一、補助事業実施期間中に申請資格要件を満たさなくなった場合は、交付決定取消しとなり、補助金を受給している場合は、補助金返還が必要になる可能性があります**のでご注意ください。

○補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられる場合があります。

- ・交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付
- ・適正化法第29条から第32条までの規程による罰則
- ・相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施
- ・補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

○補助事業に係る経理について、以下の通りにしておく必要があります。

- ・補助金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておいてください。
- ・当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類(補助金申請手続きに係る全ての書類含む)について、補助事業完了の日の属する会計年度(4月1日～3月31日)の終了後5年間保存しておいてください。
- ・当該証拠書類について、国や協会から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにしておいてください。

○本補助金は、国からの補助金を原資として、協会を通じて補助対象者に交付されるものであり、法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当します。

したがって、本補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得に充てた場合には、本補助金のうち固定資産の取得に充てられた部分の金額について法人税法第42条の規定を適用することができます。

※当該補助金のうち、撤去費等、固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することはできません。

※国税庁ホームページの質疑応答事例に「間接交付された国又は地方公共団体の補助金で取得した固定資産の圧縮記帳の適用について」が掲載されていますので参考にしてください。

○発注先が申請者自身である場合(自社調達を行う場合)は、国の補助事業事務処理マニュアルに基づき、次の通り「利益等排除」を行います。

【補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方】

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

*補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

○国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進するため、全国石油協会が行う補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）について、ジービズインフォに原則掲載されることとなりますので、事前にご承知置ください。

(※)ジービズインフォとは、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、誰でも一括検索、閲覧ができるシステムです。

【掲載アドレス：<https://info.gbiz.go.jp/>】

○石油組合に所属されない申請者は、補助金申請システム「Jグランツ」での申請も受け付けます。Jグランツを利用するにはGビズIDの取得が必要です。Jグランツでの申請方法等の詳細は、Jグランツに掲載している事業者クイックマニュアルを参照してください。

【掲載アドレス<https://www.jgrants-portal.go.jp/request-flow>】

(4)申請から補助金交付までの流れ

1)交付申請(申請者 → 石油組合または石油協会)

〔交付申請に必要な書類〕

各様式は協会ホームページからダウンロードしてください

①補助金交付申請書(様式設備導入第1号)

※法人番号の検索結果は申請書に必ず添付(個人は提出不要)

②申請資格要件にかかる「誓約書」(細則様式1)

③誓約書(暴力団排除に関する誓約事項)(別紙)

④取得財産等の管理・処分に関する誓約書(細則様式3)

⑤申請者の「役員等名簿」(細則様式2)

※個人事業主の場合でも「役員等名簿」を代表者1名にて提出してください。

⑥災害発生時の対応に関する誓約書(細則様式4 資源エネルギー庁 燃料流通政策室長宛)

・自家発電設備導入後に新たに住民拠点SSになる方は、「住民拠点サービスステーションに関する誓約書」

⑦BCP策定済みであることが分かる書類【**「BCP策定済み」とは、P3_2)の*を参照**】

※中核SS及び住民拠点SSの申請は、提出不要

⑧申請用見積書(**原本**:2業者以上の競争見積もり:協会様式は、協会ホームページからダウンロードしてください。)

⑨申請する補助対象設備の製品仕様書(パンフレット)等

※同等の相違する製品で競争見積もりを行う場合は、各々の製品仕様書(パンフレット)を提出すること

⑩申請給油所等の最新の日付入り写真

(給油所の全景写真、申請する設備の設置予定場所、保管場所の写真)

⑪申請給油所等の現況平面図(**自家発電設備を設置する場所、配電盤、切替盤、電気配線、コンセント等が記載されていること**)

(申請要件がBCP策定済の油槽所で申請する方は、油槽所(小口配送拠点、配送拠点を除く)のタンク容量が記載されてていること)

⑫申請給油所の運営者と所有者等が相違する場合は、次の書類

・当事者間で締結している「申請給油所等の賃貸借契約書等写し」

・申請給油所等の「建物の不動産登記簿謄本写し」(建物が登記されていない場合、申請給油所等の「建物の固定資産評価証明書写し」又は「固定資産課税明細書

写し」等)

- ⑬申請要件の「BCP策定済」で申請する油槽所(小口配送拠点、配送拠点を除く)の方
・自動車検査証(車検証)、(電子車検証の方は、車検証に加え自動車検査証記録事項)
⑭その他、協会が必要に応じて要請する書類

2)交付決定通知書(石油協会または石油組合 → 補助事業者)

3)交付決定通知日以降の日付で契約、発注 → 設置

4)実績報告書(申請者 → 石油組合または石油協会)

※実績報告書の提出:補助事業完了後、30日以内に提出してください。

※最終提出期限:2026年2月10日(協会着)

購入した自家発電設備の納期が遅れたことにより、実績報告書の提出が間に合わなかった場合も補助金交付の対象外となりますので、発注先と充分調整してください。

[実績報告に必要な書類]

- ①「補助事業実績報告書(様式設備導入第10号)」(協会 HP からダウンロードしてください)
②「注文書」、「注文請書」写し又は「契約書」写し
③「請求書」写し
④「申請者が代金を支払っていることが確認できる書類」(金融機関の「振込依頼書」)
・支払いは、申請者名義で金融機関窓口での振込をしてください。なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。
・インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次の⑩のいずれかの書類を添付してください。
○「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果(振込み日翌日以降の作成(出力)日付であるもの)」写し
○「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し(当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し)」
・小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」
・現金払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し(現金払いした理由書を添付すること)
・手形による支払は対象外となりますので注意してください。
⑤「検収書」写し
⑥設置した設備及び工事の日付入りカラー写真
※スマートフォンによる撮影は、縦横比が「16:9」と横幅が狭く確認する写真として、判読が困難になるため、極力使用はお控えください。判読が困難な場合再提出や減額になる場合があります。(夜間の撮影は明るさに留意)

- ・給油所の全景写真(工事着工前:工事開始日の確認)
- ・自家発電設備の納入写真(積載車から荷卸し等の写真)
- ・設置した自家発電設備等の銘板(シリアル番号が確認できるもの)が確認できる写真
- ・電気工事、土木工事等の写真
- ・試験調整の写真(見積に計上がある場合)
- ・既存発電機の撤去写真(見積に計上がある場合)
- ・給油所の全景写真(工事着工後:工事完了の確認)

⑦消防納付金の計上がある場合は、消防の受付印のある次の書類

- ・「変更(又は設置)許可申請書写し」(仮使用承認申請手続きがある場合、それらの書類)
- ・「許可証写し」
- ・「完成検査申請書写し」
- ・「完成検査済証写し」
- ・消防納付金の領収書の写し(領収書の宛名は、補助事業者名又は、施工業者名)

※申請時の見積書において消防納付金の計上が無い場合

- ①消防手続きが行われた場合は、その手続き書類(例:軽微な変更届出書写し、資料提出等写し)
- ②消防手続きを行わなかった場合は、その手続きを行っていないことについて確認したことが判る書類(確認を行った者が、協会宛てに所轄消防署に確認した年月日及び消防署の正式名称を記載したもの。)

⑧取得財産等管理明細表(様式設備導入第18号)

⑨その他、協会が必要に応じて要請する書類

5)額の確定通知書(石油協会または石油組合 → 申請者)

6)支払請求書(申請者 → 石油組合または石油協会)

○石油協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書に必要事項を記載のうえ、石油組合または石油協会に提出してください。

○申請内容と相違する実績内容かつ、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができない場合もあります。

7)補助金交付(石油協会 → 申請者)

※補助金の支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

(5) 実績報告書の提出期限

全ての設置工事が終了し、設置工事に係る代金の支払いが完了しましたら、次の期間内までに実績報告書を提出しなければなりません。

○事業完了後、30日以内に提出

○最終提出期限は、2026年2月10日(石油協会到着日)まで

(6) 補助金支払請求書の提出

○石油協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書(様式設備導入第16号)に必要事項を記載のうえ、石油組合または石油協会に提出してください。(様式は協会ホームページからダウンロードしてください。)

○申請内容と相違する実績内容かつ、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができない場合もあります。

※補助金の支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

III. 補助金受給後に生じる義務

- 補助金の返還に関する重要なことを記載しています。
- 申請者の方は、以下の点を必ずご確認ください。

(1)財産管理

本事業は、設備本体に対して補助金が交付されるため、各設備毎に定められた処分制限期間中、申請者(補助金受給者)は下記の財産管理を行う義務が生じます。適切・確実な財産管理を行うとともに、実績報告書の提出時には「取得財産等管理明細表(様式設備導入第18号)」を必ず添付してください(記入例 P12 を参照ください)。

(2)対象となる財産:取得価格が単価50万円(消費税抜き)以上の設備

(3)処分制限期間:8年

(注意)

○「処分制限期間」は、補助事業上の処分制限期間を示しているもので、取得した財産を償却する際の法定耐用年数を示しているものではありません。

(4)財産処分の定義

○補助事業上の財産の「処分」とは次のものをいいます。

処分方法	処分内容
転用	取得した設備・機器の所有者の変更を伴わない目的外使用 (SS 廃止等に伴い設備・機器を使用しなくなる場合も含みます)
譲渡	取得した設備・機器の所有者の変更
交換	取得した設備・機器と他人の所有する他の財産との交換
貸付け	取得した設備・機器の所有者の変更を伴わない使用者の変更
担保に供する処分	取得した設備・機器に対する抵当権、その他の担保権の設定
取壊し	取得した設備・機器の使用を止め、取り壊すこと
廃棄	取得した設備・機器の使用を止め、廃棄処分すること

(5) 処分制限期間中の財産管理の方法

- 「取得財産等管理台帳(様式設備導入第17号)」を作成し、申請者自身で管理する。
- 「取得財産等管理明細表(様式設備導入第18号)」を作成し、毎年度更新する。

(6) 処分制限期間中の財産処分

- 処分制限期間中は、取得した設置設備を協会の許可なく「処分」することはできません。
- やむを得ず処分しなければならない場合は、事前に協会に対し「財産処分承認申請書(様式設備導入第19号)」を提出して協会の承認を受けなければなりません。
- OSS 廃止等により、設備を使用しなくなる場合であっても、処分に該当します。廃止届を経産局に出される前に処分申請手続きを行ってください。
- 協会の処分承認を得て処分する場合でも、原則、国の規定に基づき受給した補助金の一部又は全部の返還が必要です。
- 補助金返還額は設備取得に係る処分制限期間に応じた処分時点の未償却残額の補助金相当分となります。処分により、別途、収益が発生している場合はその額を含めた額となります。
- 万一、協会の許可なく処分してしまった場合は「交付決定取消し」となる場合があります。「交付決定取消し」となった場合、受給した補助金に国の規定に基づく「加算金」を加えた額を協会を通じ国に返還しなければなりませんので、ご留意ください。

記 入 例

(様式設備導入第18号)

取得財産等管理明細表(2025年度)

交付承認番号 発電-6補- 一 号

住 所

氏名又は名称 (補助金受給者)

及び代表者名

印

電話番号

担当者

区分	ヌ			
財産名	自家発電設備			
規格	内燃機関	自家発電設備の型式番号でも良い		
数量	一式			
単価	円	補助金額を記載するのではなく、 取得費（消費税抜き）を記載する	円	円
金額	円	取得費（消費税抜き）を記載する	円	円
取得年月日				
耐用年数	8年	年	年	年
保管場所	〇〇給油所			
補助率	2/3			
備考	設置費込み	申請給油所等名を記載する		

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程第24条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(イ) 燃料貯蔵タンク等の大型化等工事、(ロ) 電気防食システム、(ハ) 精密油面計、(ニ) 統計学漏えい監視システム、(ホ) ベーパー回収設備、(ヘ) 緊急配送用ローリー、(ト) POSシステム、(チ) 灯油タンク等スマートセンサー(リ) 官公需システム、(ヌ) 自家発電設備、(ル) 高機能門型洗車機、(ヲ) 車検・整備設備、(ワ) 板金・塗装設備、(カ) その他とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。

OSS過疎地一覧

SS数3箇所以下の市町村一覧（372市町村）

令和6年3月31日時点

北海道	木古内町	北海道	東川町	福島県	葛尾村	長野県	小谷村
	ニセコ町		中富良野町		桑折町		飯綱町
	泊村		南富良野町		磐梯町		栄村
	神恵内村		占冠村		柳津町		下諏訪町
	赤井川村		和寒町		泉崎村		原村
	上砂川町		劍淵町		広野町		中川村
	月形町		下川町		新地町		宮田村
	秩父別町		美深町		大潟村		喬木村
	北竜町		中川町	秋田県	上小阿仁村		大桑村
	比布町		小平町		東成瀬村		筑北村
	音威子府村		遠別町		藤里町		野沢温泉村
	初山別村		猿払村		井川町		上野村
	歌志内市		中頓別町		金山町		南牧村
	新篠津村		礼文町		西川町		高山村
	島牧村		利尻町		舟形町		明和町
	寿都町		清里町	山形県	白鷹町		下仁田町
	真狩村		訓子府町		朝日町		草津町
	留寿都村		豊浦町		鮭川村		川場村
	京極町		壯瞥町		三川町		千代田町
	古平町		厚真町		粟島浦村		神流町
	仁木町		中札内村		出雲崎町		長柄町
	浦臼町		西目屋村		津南町		神崎町
	沼田町		蓬田村		刈羽村		一宮町
	鷹栖町		田舎館村	青森県	北相木村		睦沢町
	上富良野町		風間浦村		平谷村		御宿町
	幌加内町		今別町		根羽村		九十九里町
	苦前町		佐井村		壳木村		長南町
	幌延町		外ヶ浜町		天龍村		鋸南町
	津別町		大鰐町		泰阜村		東秩父村
	小清水町		大間町		豊丘村		横瀬町
	置戸町		階上町	岩手県	王滝村		長瀬町
	滝上町		新郷村		麻績村		越生町
	西興部村		住田町		生坂村		宮代町
	陸別町		平泉町		朝日村		滑川町
	鶴居村		普代村		高山村		鳩山町
	知内町		宮城県		木島平村		ときがわ町
	鹿部町		七ヶ宿町		小川村		美里町
	江差町		檜枝岐村	福島県	南相木村		神川町
	厚沢部町		湯川村		青木村		松伏町
	黒松内町		三島町		飯島町		利島村
	喜茂別町		昭和村		下條村		御蔵島村
	奈井江町		中島村		大庭村		青ヶ島村
	新十津川町		鮫川村		上松町		清瀬市
	妹背牛町		玉川村		木祖村		檜原村
	雨童町		浅川町		山形村		奥多摩町
	東神楽町		檜葉町		池田町		神津島村
	愛別町		川内村		松川村		小金井市
			大熊町				

OSS過疎地一覧

SS数3箇所以下の市町村一覧（372市町村）

令和6年3月31日時点

東京都	日の出町 新島村 小笠原村	京都府	宇治田原町 笠置町 大山崎町	広島県	坂町 岩美町 若桜町	佐賀県	吉野ヶ里町 玄海町 江北町
神奈川県	二宮町 松田町 開成町 真鶴町 清川村 逗子市 大磯町 中井町	大阪府	豊能町 島本町 忠岡町 田尻町 太子町 河南町 藤井寺市 千早赤阪村	鳥取県	江府町 三朝町 日野町	長崎県	東彼杵町 小值賀町
静岡県	西伊豆町 松崎町		三宅町 上牧町	島根県	知夫村 川本町 海士町 西ノ島町	熊本県	水上村 玉東町 湯前町 五木村 南小国町 産山村
山梨県	西桂町 鳴沢村 小菅村 早川町 道志村 丹波山村 忍野村		黒滝村 三郷町 御杖村 高取町 明日香村 王寺町 下市町	山口県	和木町 阿武町 上関町	宮崎県	西原村 津奈木町
愛知県	大治町 東栄町 豊根村	奈良県	野迫川村 上北山村 川上村 東吉野村	徳島県	佐那河内村 勝浦町 上勝町 神山町	鹿児島県	山江村 球磨村
三重県	木曾岬町 東員町 朝日町		斑鳩町 安堵町	高知県	田野町 北川村 大川村		西米良村 諸塙村
岐阜県	富加町 東白川村 北方町 白川村 関ヶ原町 神戸町 安八町 坂祝町 七宗町 御嵩町		山添村 平群町 曾爾村 天川村 下北山村	愛媛県	三原村 東洋町 奈半利町 安田町		綾町 木城町 椎葉村
富山県	舟橋村	和歌山県	北山村 美浜町 太地町 古座川町 九度山町	香川県	馬路村 芸西村		三島村 宇検村 十島村 大和村
石川県	川北町 内灘町 宝達志水町	兵庫県	高野町 日高町		本山町 越知町		東村 大宜味村
福井県	池田町 永平寺町 美浜町 高浜町	岡山県	播磨町 新庄村 西粟倉村 奈義町 久米南町 里庄町	福岡県	松野町 直島町 琴平町		嘉手納町 渡嘉敷村 栗国村 渡名喜村 南大東村
滋賀県	甲良町	広島県	府中町 海田町 熊野町		小竹町 赤村 遠賀町 鞍手町 東峰村 糸田町 大任町 吉富町 須恵町 芦屋町 岡垣町 大刀洗町 上毛町		北大東村 伊是名村 多良間村 今帰仁村 座間味村
京都府	井手町 南山城村			大分県	姫島村		伊平屋村 久米島町 恩納村 宜野座村 金武町 伊江村 与那原町
				佐賀県	上峰町		
					大町町		

V . Q & A

Q1. 【リース物件】

リース契約により設置する設備も補助対象となりますか？

A1. リース物件は補助対象にはなりません。

本事業は、買取りで設置した場合のみが補助対象です。設備設置後、費用一式を支払い、その後協会から補助金を受給することとなります。

Q2. 【給油所等の廃止等に伴う財産処分】

運営者交代等に伴い設備を新たな運営者が使用する場合、どのような手続きが必要でしょうか？

A2. 申請者自身が使用をやめることとなるため、財産処分承認申請を行い、協会の条件付き承認を受ける必要があります。

この場合でも、原則、補助金を返還していただくことになりますが、新たな運営者に無償で設備を譲渡し、その運営者が補助事業の目的(誓約事項等)に沿って財産管理を承継するケースでは、補助金の返還条件を付さない場合もあります。まずは、事前に石油組合又は協会にご相談ください。

Q3. 【当初予算事業との同時申請】

この補正予算の補助金制度の利用を考えていますが、当初予算にも同様の制度があるようなので、条件の良い方で補助を受けたいと考えています。同時に両方の制度に申請することは可能でしょうか。

A3. 同じSSで、同時に申請することはできません。同時に申請された場合、いずれか一方を取りやめていただくこととなります。

Q4. 【補助金の返還】

やむを得ず施設を廃止しますが、導入した発電機を他の施設に引き継いでもらう場合でも補助金の返還が必要ですか。

A4. 施設を廃止した段階で補助金取得財産(発電機)を処分したこととなり、事前に処分申請を行っていただく必要があります(原則補助金返還)。他社がこの発電機を無償譲渡等で引継ぎ、災害対応の補助目的で使用される等一定の条件を満たした場合、国の承認が得られれば、補助金返還は不要となる場合があります。

譲渡先での自家発電設備の設置工事等は自費負担となります。